

県立浦和高等学校同窓会奨学財団留学奨学金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県立浦和高等学校同窓会奨学財団が、埼玉県内の高等学校（以下「高等学校」という。）を在学又は卒業し海外の大学に留学する学生に対しその修学に必要な資金の給付を行う事について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 奨学金の交付又は給付を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 埼玉県内の高校の在学生または卒業した者
- (2) 学業成績が優良で、かつ、健康状態が修学に耐えられると認められる者
- (3) その他上記の各号に準ずる者とし、理事長が認めた者

(奨学金の種類及び額)

第3条 奨学金の種類は、留学奨学金とする。

2 留学奨学金の給付額は、年額60万円以内とする。

(申請及び決定)

第4条 奨学金の交付又は給付を受けようとする者は、連帯保証人をたてて、県立浦和高等学校同窓会奨学財団理事長（以下「理事長」という。）に申請しなければならない。

2 前項の申請があったときは、理事長は、選考委員会での選考結果を受け交付の可否を決定し、申請をした者にその旨を通知しなければならない。

3 選考委員会について必要な事項は、理事長が別に定める。

(奨学金の交付又は給付期間)

第5条 留学奨学金は、理事長が別に定める時期に、交付又は給付の決定を受けた者（以下「奨学生」という）へ一括して交付又は給付する。

2 留学奨学金を給付する期間は、奨学生の在学する学校の正規の修業年限以内において理事長が定める。ただし、理事長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。

3 留学奨学金は、奨学生に年度ごとに給付する。

(奨学金の交付又は給付停止)

第6条 奨学生が休学し、又は、停学の処分を受けたときは、その事由の発生した日の属する年の翌年分から復学した日の属する年の前年分までの奨学金の交付又は給付を停止する。この場合において、これらの年の分として既に交付又は給付された奨学金がある時は、その奨学金は当該奨学生が復学した日の属する年以後の分として交付又は給付されたものとみなす。

2 奨学生が、正当な理由がなく第12条に規定する在学証明書等を提出しないときは、奨学金の交付又は給付を行わないことができる。

(奨学生の交付又は給付の打切)

第7条 次の各号の一に該当する事由が生じたときは、奨学生の交付又は給付を打ち切るものとする。

- (1) 奨学生が学校を退学し、又は死亡したとき
- (2) 奨学生が病気等の理由により修学等が困難と認められたとき
- (3) 偽りの申請、その他の不正な手段によって交付又は給付を受けたとき
- (4) 前3号のほか、理事長が奨学生として適当でないと認めるとき

(奨学資金の再造成努力)

第8条 給付を受けた奨学生は、学校を卒業した日の属する年の翌年から20年以内(10年の据え置き期間を含む)において、奨学生と同額の奨学資金の造成に努力するものとする。

- 2 前項の場合において、据え置き期間を延長することができる。
- 3 奨学資金の再造成方法は、年賦または半年賦による寄附によるものとする。

(寄附努力猶予)

第9条 奨学資金の再造成努力が困難であると認めるときは、相当の期間その寄附努力を猶予することができる。

(寄附努力免除等)

第10条 奨学生が死亡、傷病その他の特別の理由により奨学資金の寄附努力を果たすことができなくなったと認めるときは、奨学資金の全部又は一部の寄附努力を免除することができる。

(一時返還)

第11条 第7条に定める事由が生じた後も、奨学生が交付又は給付を受けていたときは、第6条の規定にかかわらず、当該事由が生じた後に交付又は給付を受けた奨学生につき、その金額の一時返還を請求することができる。

(在学証明書等の提出)

第12条 奨学生は、毎年度理事長が定める日までに在学証明書その他の書類を提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、奨学生の交付又は給付等について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この要綱は、平成25年6月17日から施行する。

2 この要綱は、平成29年4月1日に一部変更する。